

## 2 平成27年度税制改正に係る租特透明化法施行規則に掲げる表について

従来、税制改正により租税特別措置法の条項に改正があった場合は、租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄には、改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)及び改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項を併記していましたが、平成27年度の税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、条項の改正で区分番号に変更がないときは、新措置法の条項のみを掲載することとされました(※参照)。

なお、この改正により適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には新措置法の条項のみが掲載されていますが、旧措置法の適用を受ける場合であっても、引き続き適用額明細書の提出が必要ですのでご注意ください。

また、この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄は、新措置法の条項を記載してください。

### ※ 【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

- 区分番号「10386」(措置名：エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)  
 <税制改正の内容>  
 旧措置法の条項：「第68条の10第1項第1号ロ(償却費)」  
 新措置法の条項：「第68条の10第1項第1号ハ(償却費)」

| 従来の掲載                                            |       | 平成27年度の掲載           |       |
|--------------------------------------------------|-------|---------------------|-------|
| 租税特別措置法の条項                                       | 区分番号  | 租税特別措置法の条項          | 区分番号  |
| 第68条の10第1項第1号ハ<br>又は平成27年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ(償却費) | 10386 | 第68条の10第1項第1号ハ(償却費) | 10386 |

### (参考)

旧措置法の条項は適用額明細書コード表に掲載されないこととされましたが、以下の条項については、引き続き掲載されています。

- ① 廃止された法人税関係特別措置
- ② 経過措置として「なおその効力を有する」と規定された法人税関係特別措置